

2024年12月24日

各 位

会 社 名 株式会社オークファン
代表者名 代表取締役社長 武永 修一
(コード番号 3674 東証グロース)
問合せ先 執行役員 経営管理部長 杉山 真二郎
(TEL 03-6809-0951)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1)	処分期日	2025年1月23日
(2)	処分する株式の種類および数	当社普通株式 300,000株
(3)	処分価額	1株につき362円
(4)	処分価額の総額	108,600,000円
(5)	処分予定先	当社の取締役 1名 220,000株 当社の執行役員 3名 80,000株
(6)	その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年11月28日付の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。)、執行役員、従業員、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員(以下、対象取締役と併せて「付与対象者」という。)を対象に、付与対象者が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、付与対象者と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決定し

ております。

また、2013年1月24日開催の臨時株主総会において、当社取締役の報酬等の額は、年額200,000千円以内とご承認いただき、2019年12月20日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として、対象取締役に対して、年額100,000千円以内の金銭報酬債権を支給譲渡制限付株式の付与のための報酬としてご承認をいただいております。

今回、2024年12月24日開催の第18回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、2013年1月24日開催の臨時株主総会において承認された年額200,000千円以内の報酬等の額とは別枠で、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額200,000千円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を株式の交付日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職するまでの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。また、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、対象取締役について年300,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とすることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、本制度の目的、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各付与対象者における更なるモチベーションの向上を目的としたしまして、金銭報酬債権合計108,600,000円(以下「本金銭報酬債権」という。)、普通株式300,000株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、処分予定先である当社の取締役1名、執行役員3名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要は、下記3.のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

付与対象者は、2025年1月23日(以下「本処分期日」という)から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失するまでの期間(以下「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

付与対象者が譲渡制限期間の開始日である2025年1月23日から2030年1月22日までの期間(以下「役務提供期間」という。)、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、付与対象者が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任又は退職した場合は当該退任又は退職の直後の時点)をもって、当該時点において付与対象者

(ただし、付与対象者が死亡により退任又は退職した場合は付与対象者の相続人)が保有する本割当株式の全部又は一部についての譲渡制限を解除する。

③ 役務提供期間中の退任等の取扱い

付与対象者が、役務提供期間中に当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合(ただし、退任又は退職と同時に取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位のいずれかに就任または再任する場合及び死亡による退任の場合を除く。)には、当社は、付与対象者の退任又は退職の理由(自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等)等具体的な事情に照らして、当社の取締役会の決議により以下のいずれかを実施できる。

- I. 無償取得の対象となる本割当株式に関する振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもって本割当株式の全部を無償で取得する。
- II. 付与対象者が退任もしくは退職した正当な理由があると当社の取締役会が認める場合には、本割当株式の全部又は一部について譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てについて、振替手続等を開始し、当該振替手続の完了時点をもってその全部を無償で取得する。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、本割当株式の全部又は一部に係る譲渡制限を解除することができる。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式のすべてを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、忝意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2024年12月23日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である362円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上